

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項中「第31条の2第2項第13号ニ若しくは第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

別表第2の20の項中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表の20の2の項及び20の3の項を削り、同表の20の4の項を同表の20の2の項とし、同表の26の項の次に次のように加える。

26 2	特例容積率適用の地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	建築物の敷地の数が2である場合	78,000円
			建築物の敷地の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
26 3	特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査		6,400円に指定した建築物の敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
26 4	特例容積率適用の地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査		160,000円

別表第2の31の項を次のように改める。

31	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可	法第67条の2第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
----	------------------------------	--------------------------------------------	----------

申請手数料	
-------	--

別表第2の31の項の次に次のように加える。

31 2	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	法第67条の2第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
31 3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	法第67条の2第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	160,000円
31 4	景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	160,000円
31 5	景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	法第68条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
31 6	景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	法第68条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
31 7	景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円

別表第2の37の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表の38の項及び39の2の項中「総合的設計」を「一団地の1の建築物又は総合的設計」に、「複数建築物」を「1の建築物又は2以上の建築物」に、「建築物の数が2」を「建築物の数が2以下」に改め、同表の40の項及び40の2の項

中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表の40の3の項中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表の41の項中「複数建築物」を「建築物」に改める。

別表第2に次のように加える。

43	1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	法第86条の8第1項の規定による1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査	27,000円
44	1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	法第86条の8第3項の規定による1の既存不適格建築物の増築等を含む工事を2以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	27,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 建築指導課（内線593）